

令和 5 年 2 月 1 日

各 幼 稚 園 長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長 様
広島特別支援学校長

健 康 教 育 課
学校安全対策担当課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から連絡があり、1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（教育委員会 LAN に掲載）が変更されるとともに、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」（下記に一部を抜粋）が示されました。

学校の感染症対策については、現時点で変更ありませんが、今後、新たな情報が入りましたらお知らせします。

記

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 2 7 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定 一部抜粋）

1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

○ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。

2 感染症法の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し～基本的な感染対策～

○ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

○ 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。

○ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 1 月 2 7 日変更）」及び「基本的対処方針変更（令和 5 年 1 月 2 7 日）新旧対照表」は、教育委員会 LAN の書庫に掲載します。

書庫 > 1 総務 > 5 庶務 > ◎◎学校保健（健康教育課） > ◎◎新型コロナウイルス感染症

【担当】健康教育課：山根指導主事
(504-2491)